

新潟県条例第22号

新潟県流域下水道条例の一部を改正する条例

新潟県流域下水道条例（昭和55年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|---|-------|-------------------|---|-------|---------------|
| (設置等) | | | (設置等) | | |
| 第2条 法第25条の2第1項の規定に基づき、次のとおり流域下水道を設置する。 | | | 第2条 法第25条の2第1項の規定に基づき、次のとおり流域下水道を設置する。 | | |
| 名 称 | 処 理 区 | 処理する区域の存する市町村 | 名 称 | 処 理 区 | 処理する区域の存する市町村 |
| (略) | | | (略) | | |
| 西川流域下水道 | 西川処理区 | 新潟市 燕市 <u>弥彦村</u> | 西川流域下水道 | 西川処理区 | 新潟市 燕市 |

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。